

鹿児島大学大学院連合農学研究科における学生の成績等開示請求及び 異議申立てに関する申合せ

平成22年 3月 5日 代議委員会制定
平成22年 4月12日 一部改正
平成24年 3月16日 一部改正

(趣旨)

第1条 この申合せは、学生の成績等開示請求及び異議申立て等への対応に関する全学的指針（平成22年1月7日教育研究評議会決定）に基づき、鹿児島大学大学院連合農学研究科（以下「本研究科」という。）における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関し、必要な事項を定める。

(対応組織)

第2条 学生の成績等開示請求及び異議申立てに対応する組織として、鹿児島大学大学院連合農学研究科教務委員会がこれを行う。

(開示請求)

- 第3条 本研究科の学生は、成績等の開示請求を行うことができる。
- 2 開示請求の対象は、当該学生の成績評価及び修了判定並びに当該学生が受けた最終試験の結果とする。ただし、国立大学法人鹿児島大学法人文書管理規則（平成16年規則第131号）に定める保存期間を満了したものについては、開示できない場合がある。
 - 3 開示請求は、随時受け付けるものとする。
 - 4 開示請求を行う学生は、成績等開示請求書（別記様式第1号）を農学部・共同獣医学部等連大事務室連大事務係に提出しなければならない。
 - 5 大学院連合農学研究科長（以下「研究科長」という。）は、開示請求日から起算して、原則として、10日以内に、開示請求に対する回答書（別記様式第2号）により、回答を行うものとする。ただし、10日以内に開示できない場合は、開示できない理由等を、当該学生に説明するとともに、研究科長は、その状況を、教育担当理事及び学生部長に報告するものとする。

(異議申立て)

- 第4条 本研究科の学生は、前条の開示結果又は開示請求によらず教学上の判定に不服がある場合は、異議申立てを行うことができる。
- 2 異議申立ては、随時受け付けるものとする。ただし、修了判定に係るものについての受付期間は、修了判定の結果発表日から起算して、原則として、7日以内とする。
 - 3 異議申立てへの回答に不服がある当該学生は、再異議申立てを行うことができる。
 - 4 再異議申立ての受付期間は、異議申立ての回答を受理した日から起算して、原則として、7日以内とする。
 - 5 異議申立て又は再異議申立てを行う学生は、異議申立書・再異議申立書（別記様式第3号）を農学部・共同獣医学部等連大事務室連大事務係に提出しなければならない。
 - 6 研究科長は、異議申立て及び再異議申立てについて、速やかに調査等を行い、申立ての日から起算して、原則として、7日以内に、異議申立てに対する回答書（別記様式第4号）により、回答を行うものとする。
 - 7 研究科長は、調査等により過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等、7日以内で解決が困難な場合は、当該学生に状況を説明するとともに、その内容を、学長、教育担当理事、危機管理室長、監事及び学生部長（以下「学長等」という。）に報告し、対応について協議するものとする。

(調査及び調査結果報告等)

- 第5条 研究科長は、異議申立て又は再異議申立てに伴う調査等の結果、過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等は、直ちに、過失又は疑義の発生原因が特定される時期まで遡って、組織的に調査等を行うものとする。
- 2 前項の調査等は、その開始日から、原則として1月以内に終了するものとし、調査終了後、研究科長は、速やかに、調査等の結果を学長等に報告するものとする。ただし、調査等に時間を要する場合

は、適宜、進捗状況を報告するものとする。

- 3 研究科長は、当該学生に対し、適宜、途中経過を説明するとともに、調査等終了後に、その結果を説明するものとする。
- 4 研究科長は、第3条第5項並びに第4条第6項及び第7項に該当する事案が解決した場合は、遅滞なく、第3条第5項及び第4条第6項については、教育担当理事及び学生部長に、第4条第7項については、学長等に報告するものとする。
- 5 研究科長は、調査等の結果、成績評価等における重大な過失又は疑義が判明した場合は、成績評価基準等の全ての教育の在り方について、点検・見直しを行うものとし、重大な過失が判明した場合は、併せて学外有識者等による検証を実施するものとする。

この申合せは、平成22年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

成績等開示請求書

鹿児島大学大学院連合農学研究科長 殿

配属大学名： _____
専攻名： _____
学籍番号： _____
氏名： _____
連絡先（携帯）： _____
(メールアドレス)： _____

■開示請求内容

開示請求項目：

開示請求内容

その他：

{ }

平成 年 月 日

開示請求に対する回答書

〇〇 〇〇 殿（学生氏名）

鹿児島大学大学院連合農学研究科長

■回答内容

別記様式第3号（第4条関係）

平成 年 月 日

異議申立書 ・ 再異議申立書

鹿児島大学大学院連合農学研究科長 殿

配属大学名： _____
専攻名： _____
学籍番号： _____
氏名： _____
連絡先（携帯）： _____
(メールアドレス)： _____

■申立ての内容

別記様式第4号（第4条関係）

平成 年 月 日

（ 異議申立て ・ 再異議申立て ） に対する回答書

〇〇 〇〇 殿（学生氏名）

鹿児島大学大学院連合農学研究科長

■回答内容